

山梨県公報

第千八百三十六号

平成二十年

三月十日

月 曜 日

目 次

指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定の案	一〇三
保安林の指定の解除	一〇五
保安林の指定の解除の予定	一〇五
障害者就業生活支援センターの指定	一〇六
道路の供用開始	一〇六
河川区域の指定の一部改正	一〇六
建築基準法に基づく道路位置指定	一〇六
開発行為に関する工事の完了について	一〇六

告 示

山梨県告示第九十二号

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十四号)第八條第一項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種を指定したいので、同条第二項の規定により、当該指定の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定希少野生動植物種の指定の案(二十二種)

指定しようとする希少野生動植物種	指定しようとする理由
キタダケソウ(キンポウゲ科)	生育地が局限的であり、生育環境の変化により絶滅の危険性が高いことから、特に保護を

図る必要がある。

キタダケキンポウゲ(キンポウゲ科)
個体数が著しく減少しつつあり、生育地も局
限的であることから、特に保護を図る必要が
ある。

キタダケトリカブト(キンポウゲ科)
生育地が局限的であり、生育環境の変化によ
り絶滅の危険性が高いことから、特に保護を
図る必要がある。

ヒイラギデンダ(オシダ科)
個体数が著しく減少しつつあり、生育地も局
限的であることから、特に保護を図る必要が
ある。

ヒメデンダ(メシダ科)
個体数が著しく減少しつつあり、生育地も局
限的であることから、特に保護を図る必要が
ある。

キバナノアツモリソウ(ラン科)
県内の生育地が少なく、生育環境の変化によ
り絶滅の危険性が高いことから、特に保護を
図る必要がある。

カモメラン(ラン科)
県内の生育地が少なく、生育環境の変化によ
り絶滅の危険性が高いことから、特に保護を
図る必要がある。

ホテイアツモリ(ラン科)
県内の生育地が少なく、生育環境の変化によ
り絶滅の危険性が高いことから、特に保護を
図る必要がある。

アツモリソウ(ラン科)
県内の生育地が少なく、生育環境の変化によ
り絶滅の危険性が高いことから、特に保護を
図る必要がある。

ニヨホウチドリ(ラン科)
県内の生育地が少なく、生育環境の変化によ
り絶滅の危険性が高いことから、特に保護を
図る必要がある。

キバナノアツモリソウ(ラン科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
カモメラン(ラン科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
ホテイアツモリ(ラン科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
アツモリソウ(ラン科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
ニヨホウチドリ(ラン科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
ホテイラン(ラン科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
タカネビランジ(ナデシコ科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
タカネマンテマ(ナデシコ科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
ホウオウシヤジン(キキョウ科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
ユキワリソウ(サクラソウ科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
クモイコザクラ(サクラソウ科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。
ハコネコメツツジ(ツツジ科)	園芸目的の採取等のおそれのある種であり、 個体の譲り渡し等を監視する必要がある。

ムシトリスミレ(タヌキモ科) 園芸目的の採取等のおそれのある種であり、
個体の譲り渡し等を監視する必要がある。

三 縦覧場所

山梨県森林環境部みどり自然課及び各林務環境事務所

四 縦覧期間

平成二十年三月十日から三月二十三日まで

五 意見書の提出等

1 利害関係人は、縦覧期間が終了するまでの間に、知事に対して指定の案について
の意見書を提出することができる。

2 意見書の提出先

山梨県森林環境部みどり自然課 甲府市丸の内二丁目六番一号

山梨県告示第九十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次
のように保安林の指定を解除する。

平成二十年三月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 解除に係る保安林の所在場所

南アルプス市曲輪田字狐森一―二〇の三から一―二〇の七まで、一―二一の四、一
―二一の六から一―二一の十七まで、一―二六の四、一―三〇の三、一―三〇の七か
ら一―三〇の十四まで、一―三三の三から一―三三の十二まで

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県告示第九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次
のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十年三月十日

一 解除に係る保安林の所在場所

北杜市小淵沢町上笹尾字夏秋二五三八の一七五

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第九十五号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十三条の規定により、同法第三十四条に規定する業務を行う者として、次のとおり指定した。

平成二十年三月十日

山梨県知事 横内正明

名 称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
財団法人住吉病院	甲府市住吉四丁目十番三十二号	甲府市住吉四丁目十番三十二号	平成二十年三月三日

山梨県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	甲斐中央線	甲斐市西八幡字浜海道下二五二五番の二地先から	三三・一・九	平成二十年三月十一日

甲斐市西八幡字浜海道下二三八九番の一五地先まで

山梨県告示第九十七号

一級河川塩川に係る河川区域の指定（昭和四十八年山梨県告示第四百十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月十日

山梨県知事 横内正明

第十号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課、中北建設事務所峡北支所及び大門・塩川ダム管理事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第九十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年三月十日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
甲斐市島上条字大庭一三七六番九
- 二 道路の幅員
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
三七・二六メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成二十年三月十日

山梨県知事 横内正明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

_一 藤崎市龍岡町下条南割字西原二八〇、二八六、三一〇、三一四の一、三一六の一、
 _二 三一七の一、三〇六、二八二の一、二八四及び二八五の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

 東京都福生市牛浜七十六番地 清水工業株式会社 代表取締役 清水研司

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番